

## 展 望

## 精神薄弱者に対する社会意識

—教育心理学的アプローチのための問題提起として—

小 出 進

(千葉大学)

## はじめに

心身障害者の中でも、とりわけ精神的面にハンディキャップをもつ精神薄弱者に対しては、その社会的存在を厄介視し、迷惑視する社会的意識が根強く存続してきた。自立的能力に欠ける上に、生来的に反社会性・犯罪性を有する者が多いとみられ、精神薄弱者の社会的存在は、社会の負担となるばかりではなく、社会に危害を及ぼすものと考えられてきた。

このような社会意識に基づいて、精神薄弱者への何らかの対応がなされる時、その動機あるいは目的は、「社会の受ける負担や危害を極力小さくするため」ということになる。

精神薄弱者の施設処遇が、社会を防衛するために精神薄弱者を特定の場に閉じ込める、という隔離思想に基づいて進められたこともあった。この場合の「社会防衛」ということは、精神薄弱者の反社会的あるいは犯罪的行為から社会を守るといふことと、精神薄弱という障害の遺伝的伝播を防ぐといふことの2つの意味が含まれていた。

単なる隔離という消極的な対応でなく、発達期の精神薄弱者への教育的働きかけによって、社会の受ける負担や危害を軽減・解消しようとする社会防衛論的・社会効用論的動機に基づく教育が、上述の社会意識の支持を受けられるようになる。教育によって精神薄弱者の自立的能力を高め、反社会性・非行性を改善することによって、社会のマイナスをゼロにし、あわよくばプラスに転化する、ここに精神薄弱者を教育することの意義があると考えられた。

今日の理念的思想からすれば、心身の障害の有無にかかわらず、個人の社会的存在は、すべてかけがえのない尊厳なものとして認められることになる。そして、すべての人間の基本的な人権が保障されることの一環として、精神薄弱者への教育的対応がなされる。その場合の教育的働きかけは、成長・発達自体を価値あるものとして、精神薄弱者自身のためになすべきものと考えられる。

しかるに、精神薄弱者に対する偏見や差別意識を含んだ社会意識が、今日もなお、依然として存在している。

このことが、国際障害者年(1981年)のテーマ「完全参加と平等」(full participation and equality)の実現を妨げる根本条件ともなっている。

## I. 養護学校等設置反対運動にみられる社会意識

精神薄弱者を対象とする養護学校等の設置に、地域住民が反対運動を起こす例は、今日もめずらしくない。昭和54年4月から養護学校教育の義務制が実施されたが、その義務化の過程で多数の養護学校が設置されたこともあって、各地に、その設置に反対する運動が起こった。その反対運動の背後に、精神薄弱者に対する偏見や差別意識が、しばしば潜在していた。

## 〔事例I〕 東京都立矢口養護学校設置反対運動

東京都は、昭和49年6月着工の予定で、都立矢口養護学校建設の準備を進めていたが、地元大田区矢口の商店会、町会、同友会などの団体から強い反対を受けた。

—日本精神薄弱者福祉連盟(1975)

当時、地元の駅前等に、次のような文面の看板が掲げられた。—朝日新聞(1974)

- ・「環境を無視した都立精薄学校絶対反対」
- ・「精薄の町矢口には断固反対」
- ・「精薄養護学校は町のイメージダウン」
- ・「ゴミ焼却場、養護学校の吹きだまりに住みたくない」
- ・「ゴミ焼き場で協力しているこの矢口にまたしてもこの種のものを造ろうとしている都のやり方がまんならない」

都当局の説明会で、上記反対団体から述べられた意見等の中に、以下のような内容が含まれていた。—日本精神薄弱者福祉連盟(1975)

①網走・小菅＝刑務所、松沢＝精神病院、清瀬＝結核、桐ヶ谷＝火葬場のように、矢口＝清掃工場・精薄、となり、町のイメージダウンを招く。

②多摩川清掃工場建設の際の約束が果たされず、地元はだまされた。都行政には不信がいっぱいだ。

③矢口をゴミ工場と精薄の町にする気か。

④都営住宅を建設せよ。商店街に金が落ちる。

⑤地元のための公園や広場として活用させろ。

ゴミ焼却場と精神薄弱者の養護学校を、同類のイメー

ジで受け止めるところに、精神薄弱者に対する蔑視感や差別意識が如実に表われている。さらに、精神薄弱者の社会的存在を自分たちと関わりのないものとしてとらえ、精神薄弱者の養護学校を、小学校、中学校、高等学校などとは同列の社会的資源とは考えず、養護学校の存在を自分たちの利益につながらない迷惑なものとする意識が歴然としている。

〔事例2〕千葉県立東金養護学校高等部設置反対運動  
昭和48年度開校の千葉県立東金養護学校（東金市北之幸谷）に、昭和51年度、高等部が設置されることになったが、それに対して地元住民が反対運動を起こした。ほぼ1年間の折衝の末、県教育長と地元東金市北之幸谷地区長との間で、未公開ではあるが、以下のような内容を含む覚書が調印され、問題の解決が図られた。——朝日新聞（1976）、千葉日報（1976）、関係者からの事情聴取など。

①児童・生徒の入学許可にあたっては審査を厳密公正にし、特に暴力的行為をする者については、入学を許可しない。

②児童・生徒の定数は、誘致当時の規模条件と同じ164人以内とし、高等部の入学生は同校中学部卒業生に限る。

③寄宿舎の入舎生は小・中学部の児童・生徒に限り、高等部の生徒は、通学を原則とする。

④住民の身体に危害を及ぼすような事態が起きた場合は、区と速やかに協議の上、高等部を廃止する。

精神薄弱者の非行性・犯罪性を懸念する社会意識が、上記各項目に明確に表現されている。特に、高等部段階にある青年期精神薄弱者の非行性・犯罪性を警戒する社会意識は明瞭である。

「事前に何の相談も説明もなく、一方的に計画を押しつけられた」という言い方が、この種の問題に対する反対理由を述べる一般的なパターンであるが、その背後に、精神薄弱者に対する好ましからぬ社会意識が内在している場合が多い。

〔事例3〕東京都世田谷区立烏山福祉作業所（仮称）設置反対運動

東京都世田谷区が、同区烏山に精神薄弱者を対象とする作業所を設置しようとしたところ、地元住民の一部が反対同盟を結成し、建設阻止の運動を起こした。同作業所は、60名定員、昭和58年開所予定であった。——毎日新聞（1981）

「知恵遅れ者作業所建設計画反対者同盟」から、昭和56年7月13日、世田谷区長宛に、「福祉作業所建設計画の変更に対する要望書」が提出された。その中で、次の4項目からなる反対理由が述べられている。——要望書コピー

①建設予定地は既に住宅地としての環境を有する地域の真中に位置し環境破壊を生じ住民感情として是認できない。

②建設予定地と芦（蘆 - 筆者注）花公園駅を結ぶ通路は3校の学童の通学路であり、15歳以上の者60名という知恵遅れ者又はグループと学童との間の不測の争いやトラブルが予想され是認できない。

③芦（蘆）花公園駅に至る商店街の通路は極端に狭くかつ車の流れも激しく一般通行人と知恵遅れ者群とのすれ違いの際の交通事故の発生が多く予想され是認できない。

④建設予定地から甲州街道に至るまでの人通りの少ない路上で婦女子と作業員達のグループとのすれ違いの際のこの頃頻りに起る不安感及びトラブルが予想され是認できない。

上記②項と④項では、精神薄弱者の非行性・犯罪性を警戒する社会意識が述べられ、①項では、既述の養護学校とゴミ焼却場を同じイメージでとらえたことと共通する社会意識がうかがえる。

反対同盟連絡員役の一人が述べる以下の言葉は、上記意識をさらに鮮明にしている。

「彼らは常人より怒り方も激しく、性への関心も強いんじゃないか。遠くもないところに精神病院が2つもあり、同類の施設はもうご免というのがみんなの考え」——毎日新聞（1981）

## Ⅱ. 過去の関係図書等に見られる精神薄弱者観

上述のような精神薄弱者に対する好ましからぬ社会意識には、過去の関係図書等で述べられている精神薄弱者観に連続するところが多々ある。精神薄弱者に対する教育や施設処遇の必要性を、早くから唱えた先覚者たちによって、精神薄弱者に対する今日の偏見と差別意識に結びつく精神薄弱者観が述べられなければならなかったのである。

〔資料1〕内村鑑三「白痴の教育」明治27年

内村鑑三（1861～1930）は、明治17年の秋、24歳で渡米し、翌年1月から7か月間、ペンシルヴァニア精神薄弱児訓練学校（Pennsylvania Training School for Feeble-Minded School）で看護人として生活した。精神薄弱者の施設や学校で、その指導に従事した日本最初の人とみられている。

4年間の米国滞在後、内村（1894）は、雑誌「国民の友」（徳富蘇峰主宰）に「白痴の教育」と題する15ページにわたる論文を発表している。その論文の中で白痴院（当時、精神薄弱者の施設はこの名で日本に紹介された）の目的として、以下の3つを指摘している。

「白痴院の目的は3なり

- ① 是等神経機能發育の妨阻せられし者を取り、特種の方法を以て此妨阻を排除し、<sup>ノーマルデベロップメント</sup>規則的發育を促がすにあり。
- ② 是等人類中の廃棄物を看守し、一方には無情社会の嘲弄より保護し、他方には男女両性を相互より遮断して彼等の欠点をして後世に伝えざらしむるにあり。
- ③ 是等社会の妨害物を一所に蒐め、一方には社会を其煩累より免がれしめ、他方には適宜の訓導の下に彼等をして其資給の一部を補わしむるにあり。」

上記①の目的は、今日でも通用するものであるが、

②、③の目的には、今では容認しがたい社会防衛論思想や社会効用論思想が含まれている。それらの思想は、内村自身が実践体験を通して得たものというよりは、当時のアメリカの斯界における一般的思想とみられる。

〔資料2〕 乙竹岩造「低能児教育法」明治41年

乙竹岩造(1875~1953)は、7年間の欧米留学(1900~1907)を通じて、欧米の特殊教育事情を視察するなどし、国内にあっては、東京高等師範学校附属小学校の特別学級の開設・運営等に関わりをもった。帰国後、乙竹(1908)は、「低能児教育法」を著したが、その本の緒言で、「低能児教育」の意義について、①教育政策上の問題、②社会政策上の問題、③刑事政策上の問題、の3つの視点から述べている。②、③の記述については、以下の通りである。

「此の問題はひとり教育政策上の問題であるのみならず、実に社会政策上の問題であらうと考へます。何となれば所謂低能の子供が学校に居ります間は通常の子供に及ばない者として常に人後に落ちて居りますのみならず、彼等が社会に出でゝの後に於きましても、矢張り能力の薄弱なる者として其の一生を終へる訳であります。(中略)要する所社会の頸架であり世の中の屑物となるのでございますから今この低能児教育は是れ等の世の中の屑物を救済する仕事であると致しまするならば、其の事社会政策上重要な問題であると云う事は敢へて私の喋々の弁を須ひるに及ばずして諸君が恐らくは黙して首肯せらるゝ所であらうと存ぜられます。一步を進めて考へて見ますと此の問題は更らに又刑事政策上の問題であらうと存じます。世には所謂不良少年といふ者が沢山ありましてそれが高じますと遂に未成年犯罪者となるのでありますが、近頃段々と進んだる研究によると此の未成年犯罪者の多くは低能者の仲間から出るのでございます。即ち低能児といふ者は未成年犯罪者の弟分でありまして、低能児教育論といふものは保護教育論と隣して居るのでございます。」

精神薄弱者の社会的存在を「社会の頸架」、「世の中の屑物」と受け止めている点は、前記内村が、「人類中の廃棄物」、「社会の妨害物」ととらえていることと共通する。

精神薄弱者と非行性・犯罪性の結びつきを強調し、それから受ける社会の被害を最少限にすることに精神薄弱教育の意義があるとする思想は、その後も、多くの先覚者たちにより説かれ続けられる。

〔資料3〕 脇田良吉「低能児教育の実際的研究」大正元年

脇田良吉(1875~1948)は、小学校教員として「不良児・劣等児」の問題に強い関心をもっていたが、明治42年、わが国では滝之川学園につぐ2番目の精神薄弱者の施設「白川学園」を京都府に創設させた。同学園は、明治45年には、脇田個人の経営する施設となった。大正元年に刊行した「低能児教育の実際的研究」の中で、脇田(1912)は、「国家の発展と低能児教育」(第5章)にふれ、以下のように述べている。

「而して直接には日誌にある各児の如き不幸児をして普通人にまで接近せしめ得たならば如何に国家のために有利であらうか若し是れをして教育せず捨ておいたならば不良の徒になるか不生産的の人になるかである(中略)其を生産的の人間にして仕舞ふか不良の徒にして仕舞ったならば一国はどうであらうか従来は打捨てゝあったので或る人は日本を犯罪国だとまでいふではないか然らば其卵は何所にあるか其は多く中間児にあるのである。故に卵である間に撲滅したならば国家のために如何に利益であらうか(中略)。

国家経営の道にある士君子よ中間児が小数なりと侮り給ふなかれ吾人の目に入り難き白蟻は大廈高樓を倒し金城鉄壁を喰ひつくすのである。中間児亦一国を危機に陥らしむる事なしとせずである。」

当時の社会防衛論的教育論は、精神薄弱者に対する誤解や偏見のみの所産ではなく、国家あるいは社会を個人に優先させて考える当時の国家主義思想に根ざしていたことは、上記論述に明瞭である。

〔資料4〕 樋口長市「欧米の特殊教育」大正13年、同「特殊児童の教育と保護」大正13年

樋口長市(1871~1945)は、東京高等師範学校附属小学校の特別学級の開設に尽力し、その学級の責任者として、精神薄弱教育の実践・研究に従事した。その後、アメリカに2年間留学し(1933~34)、研究を深め、帰国直後、上記2冊の図書を著した。樋口(1924a)の述べていることも、その思想的基盤は、前記資料1~3で述べられていることと同様である。ただし、障害の程度を2つの段階に分け、それぞれへの対応の意味づけを変え

ているところに新しさがある。

「身体上又は精神上に欠損を有するものを教育して、それをして、少なくとも社会の厄介にならずに自立自活せしめ、若し能ふならば、社会有用な人間たらしめようといふが特殊教育の目的である(中略)。然るに、数多の身心欠損者の内には、到底教育の望めないもの、吾々と伍してともに社会生活をなすことの出来ないものがある。これ等は、社会から離隔して、特別な場所に於て保護を加へ、以てその一生を幸福に送らせる(中略)。

特殊教育は、社会事業の一部面として、消極的には社会の美観を傷つけるものを最少限度に切り縮め、社会の能率を削減するものを出来るだけ少なくしようと努力し、積極的には社会の各員をして、各々その天賦の才能を発揮し、各自の幸福をその天分に依りて享受し、進んでは社会の進歩発展に貢献せしめようと努力して居る。去りながら、教育の力を以て如何ともすることの出来ないものは、これを社会に返附する。社会はこれを受けて、己より離隔し、以て己自身の毀損せらるゝを防ぐと同時に、その非社会的の同朋をして、一生を幸福に送らしめるやう保護し補助する。」

さらに、樋口(1924b)は、当時世界的に注目されていたゴッダード(Goddard, Henry Herbert 1866~1957)の研究「カリカック家——精神薄弱の遺伝研究」(1912)の概要を紹介し、それに関連して、以下のように述べている。

「されば、白痴に金で求めて配偶者を当てがはうといふのは、社会的罪惡の一と見て、何等差支ないことである。近年、人種改良論が世界の一問題となつて居るが、文明を以て任じて居る国々では、前陳の如く、白痴を隔離し、しかも監禁(院の構外に出さぬ)して居るもある。また、米国の数州は、彼等に不妊法を施こして居り、英国はこれを学界の問題として、目下研究中である。

白痴は、常に強姦の如き罪惡を犯し易い傾のあるのみならず、また、放火窃盗暴行等の罪惡も犯し易い。されば、こは、社会の為には余りに有り難からざる友朋である。尚、又欺かるものを有する家庭は、その幸福が、これが為に削減せられること、幾何なるか計り知れぬ。されば、白痴については、社会も家庭も協力して善後策を講じなければならぬ。」

今日では、ゴッダードの研究については、結果の解釈の仕方と結論の導き方に重大な欠陥のあったことが一般的に認められている。しかし、当時、その研究は、精神薄弱の遺伝に関する誤った理解を社会に浸透させることに、きわめて大きな役割を果たした。その誤った理解は、「精神薄弱——犯罪性——遺伝」のごとく図式化さ

れ、精神薄弱者に対する偏見の核心となっていく。

〔資料5〕石田博英「忘れられた子供たち」昭和17年、森健蔵・石田博英「異常児とその作品」

時代は昭和に移り、太平洋戦争の戦時体制下では、国家主義が極度に高まり、社会防衛論的・社会効用論的思想は一段と強まる。当時、新聞記者として、精神薄弱者問題に関心をもっていた石田(1942)(1943)は、上記著書で、以下のように述べている。

「かくの如く精神薄弱は犯罪、売春、貧困等一切の社会悪の源泉である。彼等を放置して防犯はないことは、恰も野獣を多数街頭に放り出して、人命保護を云々するようなものだ。もし精神薄弱者を完全に適当な施設に隔離して置くことが出来るとするならば恐らく犯罪の半分は無くなるであらう。

更に考へなければならぬのは精神薄弱と普通人との間に位する劣等児である。境界線児、最劣等児などと呼ばれる子供達には、変質者が多く、犯罪的傾向を持ち、能力も低くて社会に順応できないものが多い。しかも、多くは精神薄弱の遺伝的原因を持って、再び劣等知能を子孫に伝へる危険がある。劣等児に対する施策は精神薄弱児と同様重大な社会問題なのである。」

「現在、長期戦下、生産力拡充に邁進している我国では汎ゆる分野に於いて労力の不足が問題となっている。この際、この子供たちの能力を正しく認識し、適当なる職を与へて、共に陛下の赤子として聖業に翼賛せしむることは時局下喫緊のことではあるまいか。生めよ殖せよも人口政策の根本ではあるが、今生れた赤ん坊が働くのは15年、20年の将来に属する。だがこの子供たちは適当な指導と保護さへあれば比較にならぬ短日月でお役に立つのである。」

敗戦により、社会思想に大きな転換が起こり、個人の尊厳性を認める思想が急激に高まってきたが、戦後当初の段階では、社会防衛論的・社会効用論的思想が、依然として存続した。

戦後、児童福祉法制定前年昭和21年に、一早く創設された戦災孤児と精神薄弱児の施設「近江学園」の設立趣旨書の中に、つぎのような記述がある——糸賀(1956)。同施設の園長となり、その後、斯界におけるオピニオンリーダーの役割を果たした近賀一雄(1914~68)も、上記設立趣旨書の作成に関わっていたものと思われる。

「戦争によって社会に投げ出された戦災孤児或は生活困窮児が、今どんな状態に置かれ、それが又どのように不良化しつつあるかは既に御承知の通りであります。

又一般にはまだ忘れられている精神薄弱児(低能児)が、これまた放つてあるために不良の徒となっていくものが沢山あることも、犯罪者の半数以上が精神薄弱者で

あるということからみても頷けると思います。そのためにこれから健全に進んでゆかねばならない社会が、どれ程迷惑を受けているかということも、よく考えてみるとなかなか大きい問題であります。

しかし、それだからといってこの子どもたちが一概に悪いとはいえない切れません。(中略) いってみれば我々が彼らを放って置くことがいけないので、彼らをやはり私たちの仲間として温く育て上げて正しく教育すれば、それがまた同時に社会の健全な発展を少しでも助けることになるので、どうしてもこの子供たちを適当な施設に収容して教育しなければなりません。」

精神薄弱者の社会的存在を、社会の負担物・有害物として受け止める社会意識は、戦後に至っても存在した。そして、それに合わせて、社会啓発活動においても、精神薄弱教育の社会政策上・刑事政策上の意義が説かれたのである。

昭和27年に、文部省初等中等教育局に新設された特殊教育室に就任した辻村泰男(1913~79)は、行政的立場から、戦後の特殊教育推進に尽力したが、当時、辻村(1953)は、新聞紙上で、次のように、精神薄弱教育推進の必要性を訴えている。

「特殊教育を推進してゆこうとして第1につき当るのは金の問題である。憲法や教育基本法さては児童憲章など、能力に応じた教育の機会均等に真向から反対する者はいない。親の痛切な心情を訴えられて之を一笑に付する無情の徒もまたいない。だれも理解したような顔はするが、しかしと腹の中で考える。道路修理・災害復旧・社会保障はては流行の防衛費……つまり大局からみれば小さな問題だという結論におちるようだ。(中略)

しかし人は果して次のことに気付くであろうか。かりにこれら数多い少数例外者に教育の手をうたず放置したとする。その結果は彼等の大部分がかならず社会の敗残者となり、めぐりめぐって社会の負担となってくる。社会は何等かの形で彼等に衣食を与えなければならず、しかも彼等は社会になんの寄与もできない。さらに放置された彼等はいつかは特有の反社会的行動傾向を帯びてきて、重大な迷惑と損失を世間に与えるであろう。犯罪者の質的分析はこのことを裏書している。

こういう特殊な人々の持って生まれた生命力をなんとかして社会のマイナスから逆にプラスに転化できないものだろうか。

それができるのである。(中略) 特殊教育は社会のマイナスとなる可能性をゼロに引き下げ、さらにすゝんでこれをプラスに転化させるための一見遠回りな、しかしきわめて効果的な教育であり、したがってその振興は一部の熱心家だけの限られた主張にはとどまりえないもの

なのである。」

## ■. 保健体育の教科書にみられる精神薄弱者観

精神薄弱者等に対する好ましからぬ社会意識を改善する最も効果的で確実な方法は、学校教育において、意図的・計画的にその改善策を進めることであろう。

精神薄弱という障害に関する内容を直接扱っている教科書は、中学校及び高等学校の保健体育である。戦後出版された保健体育のどの教科書にも、精神薄弱についての記述があるが、数年前までは、その記述に、精神薄弱者に対する偏見や差別意識の増幅に作用すると思われる内容が少なくなかった。

精神薄弱教育関係者等が社会啓発活動に苦慮している背後で、はなはだしい前近代的な精神薄弱者観が、教科書を通じて子どもたちに植えつけられていたこととなる。

教科書は数年ごとに改訂されているが、精神薄弱に関する不適当な記述は、7~8年前、国会でも問題にされたこともあって、その部分に関しては、大きな修正が加えられてきた。しかし、数年来、教科書の記述内容に関する、社会的な抗議や批判が強くなってきたため、その抗議や批判に対して過剰な警戒的配慮がなされ、かえって、記述に適切さを欠くと思われることも起こっている。なお、昭和57年度から採用される高等学校の保健体育の教科書では、どの教科書でも、精神障害に関する内容は扱われていない。

### (1) 障害の発生原因として遺伝の強調

昭和40年ごろまでの教科書には、以下の記述にみられるように、障害の発生原因として遺伝を強調しているものが少なくなかった。

「精神薄弱 これは、精神のはたらきが通常の人よりも劣っているもので、修練や学習によっても、普通の人のように、そのはたらきが向上しないものである。これも遺伝によるものが多いといわれる。生まれてから後に、高い熱病や伝染病によって起ることもあるが、これはきわめてまれである。」川畑ら(1950)

「わるい遺伝 世の中には、からだだけはりっぱに発育していても、頭のはたらきがこれにともなわないで知能がひくく、ものをおぼえこむ力も弱く、またろくに数をかぞえることもできない者もいる。このような人は、脳の病気にかかったためにそうなることもあるが、生まれつきの者も多い。これはつまり遺伝的なもので、祖先からうけついでものである。またいろいろのわるいことをして罪を犯す性質も、遺伝することが多いといわれる。」金森ら(1951)

「精神薄弱<sup>はくじやく</sup> 精神のはたらきが、ふつうの人よりも著

しく劣<sup>と</sup>っていて、勉強してもふつうの人のように、よくできないものである。これは強い遺伝性を持っている。」川畑ら(1954)

「家出をした人や、犯罪者として教護院に収容されている人を調べてみると(Ⅻ-6・7図)、身体的欠陥による性格異常や精神薄弱者などが多いのに気づく。このうちの大部分の者は、両親のいずれかが精神異常の素質をもっている者で、精神的欠陥者は、遺伝的な悪い素質を親から受けつぐことが多い。したがって、精神の健康は遺伝によって左右されると考えることができる。」野口ら(1955)

「よくない遺伝 遺伝性の精神病のほか、精神薄弱なども遺伝によることが多い。」福田ら(1958)

「精神薄弱 これは知能が普通の人よりも劣っているものをいい、知能指数では通常約75以下をさしている。遺伝によるものが多いが、まれには生まれてからのちに、外傷・脳炎・脳膜炎などによって起こることもある。」川畑ら(1958)

「遺伝」の語が、きわめて曖昧な非科学的な概念で使用され、出生前の障害発生要因が即遺伝要因としてとらえられている。だから、「遺伝によるものが多いといわれる。生まれてから後に……」、「生まれつきの者も多い。これはつまり遺伝的なもので……」、「遺伝によるものが多いが、まれには生まれてから後に……」というような記述がなされるのである。

出生前の要因をすべて遺伝としてとらえ、さらに遺伝的なものを「祖先からうけついでもの」としてとらえると、胎児期・出産時の外因や病理的遺伝要因を考慮せずに、出生前の要因をすべて生理的遺伝要因としてとらえるという重大な誤りをおかすことになる。

昭和50年ごろ以降の教科書では、以下のように、障害の発生原因について説明する際に、「遺伝」の語を使用しないものが多くなった。社会的抗議や批判を警戒しての措置と思われるが、そのことによって、問題が根本的に解消されたわけではない。「遺伝」の語そのものが科学用語として使用にたえなくなっているとは思えないし、遺伝的原因を否定できるとも思えないからである。

「精神薄弱は、脳の外傷や病気、生まれる前の素質などにより、知能の発達がおくれた状態をいう。」重田ら(1975)

「精神薄弱<sup>はくじやく</sup> これは、胎児期<sup>たにしき</sup>や出産時の脳の損傷、幼いころの脳の病気やけが、その他素因や不明の原因のために、知能の発達がおくれている状態である。」池田ら(1978)

「精神薄弱は、胎児期の脳の損傷、出産時の脳の損傷、出生後の病気やけが、身体的素質などの原因によ

り、知能の発達が持続的におくれ、おとっている状態を総称している。なかでも、脳性まひは、精神薄弱の発生原因の大きな部分を占めている。」加藤ら(1979)

「精神薄弱 出生時の障害や伝染病、中毒、その他の外因、または内因(素因)によって脳の発育がふじゅうぶんで、精神の発達が遅れ、知能のはたらきや社会生活への適応に支障のある状態を精神薄弱といい、……」川村ら(1979)

「精神薄弱 出産時の脳損傷、乳幼児期の脳炎、脳の奇形、その他の特殊な疾病が原因として考えられている。」浅野ら(1979)

「精神薄弱(精神遅滞) 精神薄弱は、知能の発達がおくれ、学習や社会的な適応がうまくいかない状態の総称である。

その原因としては、医学的な研究によって、出生時の障害、胎児期の代謝や染色体の異常などがあげられているが、原因不明の場合が少なくない。」竹之下ら(1979)

「精神薄弱は、染色体の異常、胎生期や出産の異常、乳幼児期の疾病や事故などが原因で、精神の発達が遅れている状態である。」今村ら(1979)

なお、ゴッダードの「カリカック家——精神薄弱の遺伝研究」(1912)を家系図を付して、以下のように紹介している教科書も、過去にはあった。

「調査によれば、カリカックが低能の女子と結婚してできた子孫480名中、143は低能、46はふつう、のこりはいずれか不明であった。かれはそのちふつうの女子と結婚したが、その子孫496名中1名の低能者もなかった。

この系図は、私たちに何を教えるであろうか。」川畑ら(1954)

## (2) 精神薄弱者の反社会性・犯罪性の強調

昭和40年ごろまでの教科書には、精神薄弱者の反社会性・犯罪性を強調する記述がみられた。そして、反社会性・犯罪性との関連で、隔離、保護などの必要性が、以下のように説かれていた。

「私たちが健全な心をもつことは、私たち自身の生活を明かるくたのしくするだけでなく、私たちの家庭生活を円満にするうえにも、また社会生活を明かるくするためにもたいせつなことである。

知能のひくい者や、性格のふつうでない人々が、私たちの社会生活をどのくらいさまたげているかを考えれば、このことはすぐわかるであろう。毎日の新聞に強盗や殺人などの犯罪のないことはない。」金森ら(1951)

「低能は大脳の発育が早く止まり、そのはたらきが十分発達しなかったことによるものである。低能は遺伝によることもあるが、脳膜炎・梅毒・アルコール中毒など

によってもおこることがある。低能の人には特別な教育をすれば、相当ききめがあることがある。その教育には、まず職業的な技術などを何回も何回も練習させて教えこんでいくことがよいといわれる。これらの人は判断力や道徳心が弱いから、他人にそそのかされていろいろな罪を犯し、社会生活に有害になるようなことがあるから、よく保護をして、そのようなことがおこらないようにつとめなくてはならない。」金森ら（1951）

「精神障害には、a) 精神病、b) 中毒性精神障害、c) 精神薄弱、d) 精神病質・精神神経症がある。このうち、精神薄弱は知能の発達が劣っているもので、低能と一般にいられている。（中略）

精神障害者はその異常な生活行動のために、社会に害悪を及ぼすことが少なくないので、病院に収容して、社会から隔離することが望ましい。」原島ら（1958）

「軽度の精神薄弱のものは社会的、経済的に独立しにくく、浮浪児、家出児、不良少年、犯罪者などになりやすく、社会的な問題をひきおこすことが多い。しかし、社会的な問題がひきおこされてからさわぎたてるのではなく、これらの精神障害者に対するふだんからのあたたかいおもいやりと社会的な配慮が必要である。」NHK（1966）

### (3) 精神薄弱者の人格蔑視

昭和40年ごろまでの教科書には、精神薄弱者の発達の可能性を不当に限定的に説明したり、感情、意志、性格などの異常性を強調するなど、精神薄弱者の人格蔑視とみられる以下のような記述が少なくなかった。最近の教科書には、社会的抗議や批判を警戒してのことと思われるが、特殊才能を称揚するなど、過大評価ともみられる記述も見られるようになった。

「精神薄弱は、精神の発達が、生まれつき、または幼児期までの状態で停止したものである。」竹之下ら（1967）

「魯鈍は、おとなになると5～6学年程度の能力に達し、日常生活でもだいたいの処理はできる。教育と訓練によっては成人になって半人前ぐらいの仕事はできる。しかし、性格的に未成熟であるため社会的にいろいろな問題をおこすことが多い。」鶴岡ら（1967）

「精神薄弱は、低能といわれるものであるが、たんに知能が低いだけでなく、知・情・意のいずれの面でも発達がおくれ、不完全な状態である。」鶴岡ら（1967）

「精神薄弱 一般に低能とよばれているが、知能が低いばかりでなく、感情や意志も正しく発達していないために、性格も不健全である。」栗本ら（1957）

「精神薄弱は、脳の外傷や病気、生まれる前の素質などにより、知能の発達がおくれた状態をいう。生活の処

理能力や適応能力などは、ふつうの人より劣っているが、性格的には明るい人もおり、人がらとは別の問題として考えるべきである。」重田ら（1975）

## IV. 精神薄弱者に対する社会意識の調査研究

社会が、精神薄弱者一般についてどのように理解し、それに対してどのような態度をとっているか、という意味での精神薄弱者に対する社会意識に関する調査研究を、本節で概観する。その種の調査研究は、戦後のわが国において、50編以上報告されている。

精神薄弱者に対する社会意識に関する調査研究は、いうまでもなく、精神薄弱者に対する社会意識の実態把握を目的として行われるが、時には、その際の調査活動が、社会啓発活動となることを期待して行われることもある。ただし、その期待に反して、社会的偏見の対象となりがちな集団に対する社会意識に関する調査活動が、社会的偏見の増幅を招く危険性もある。調査の質問事項や進め方等に顕著な差別性がある場合に、その危険性は現実化する。

精神薄弱者に対する社会意識に関する調査研究が、精神薄弱者に対する社会意識の実態把握を目的として行われるとしても、その実態把握の意図が明確でないと、単なる調査のための調査となる。少なくとも、精神薄弱者に対する社会意識を改善するための資料を得るという基本的姿勢があつてしかるべきであるが、過去の調査研究の中には、その点が明確に認められないものもあった。

精神薄弱者に対する社会意識について正確な実態把握を行うためには、調査対象の選定、質問項目の作成、回答結果の処理等に統計学的あるいは推計学的な検討や処理が、十分かつ適切に行われなければならないはずである。過去の調査研究には、その点不備なものが少なくない。

この種の調査研究の多くは、質問紙法を用いて行われており、したがって、把握された社会意識は、あくまでも質問紙法でとらえられたものであり、それは社会意識の実態の1側面である。

以下、I～III節との関連で、いくつかの調査研究の概要を見てみる。

精神薄弱教育関係者の団体である全日本特殊教育研究連盟は、社会意識に関する一連の調査（1962, 1963, 1964, 1965 a, 1965 b, 1965 c, 1970）を行っているが、次の2つの調査は特に先駆的意味をもつ。

1962年の調査では、小・中学校の教師・父兄 8851名の、精神薄弱者に対する意識をまとめている。質問紙法を用いているが、全19項目からなる質問項目は、以前に

川嶋(1961)が作成したものに、若干の修正を加えたものである。

「はい」、「なんともいえない」、「いいえ」の選択肢で回答された結果は、好意的(+1)、中立的(0)、非好意的の3つの段階で評定される。結果については、全体的考察に加えて、性別、年齢段階別、学歴別、職業別、特殊学級設置校・未設置校別、質問項目の性格別、などの検討がなされている。

「働く喜びを与え、自活させるために、精神薄弱児(者)の雇用促進法や雇用に対する国家補助制度等をきめるべきだと思いますか」、「精神薄弱児(者)の教育・福祉・職業訓練・雇用促進などのため、国や地方公共団体は大いに力を入れ、もっと費用を出すべきだと思いますか」などの、一般的認識や判断、つまり「べき論」で答えられる項目では、好意的反応の率は80%を越えている。

これに対し、「お子さんや御弟妹は、精神薄弱児と遊ばせたり、学校で席を並ばせたくないと思いますか」(項目16)、「精神薄弱は、すべて遺伝によってなるのだと思いますか」(項目2)、「精神薄弱の人やその家族に同情はするにしても、何か、かかわりを持つことはさげたいと思いますか」(項目19)など、自己との具体的な関係や固定化した社会的通念を意識して答えなければならないような項目では、好意的反応の率は50%以下となっている。なお、「犯罪者・売春婦・非行少年のなかに多くの精神薄弱児(者)がいるのは、もともと彼には犯罪や問題行動をおこす性質があるからだと思いますか」(項目6)では、好意的反応(いいえ)は56.6%であった。

20代～50代の範囲で、若い年齢段階ほど、平均好意度が高く、特殊学級設置校の教師・父兄は、未設置校の教師・父兄より、平均好意度がいくぶん高かった。ちなみに、好意反応が低率だった前記各項目について、特殊学級設置校群と未設置校群の各好意反応の率を並記すると以下ようになる。項目16(42.4, 39.7)、項目2(46.4, 46.2)、項目19(50.6, 49.2)、項目6(57.9, 56.2)。他の項目の場合と比較してみても、両群間の好意反応率に、大きな差は見られなかった。

全日本特殊教育研究連盟(1964)は、ついで、小・中学校普通学級の子どもの、特殊学級(精神薄弱)の子どもに対する意識に関する調査を行っている。調査対象は小学校6年生と中学校3年生3821名(集計数)。子どもの在学する小・中学校の半数は特殊学級設置後2年未満の学校であり、他の半数は特殊学級設置後2年以上の学校である。質問紙法を用いているが、選択肢による回答に自由記述による回答が加えられるようになっている。

結果については、全体的な考察に加えて、小・中学生別、男女別、特殊学級設置後2年未満校・2年以上校別、農村・都市別などの検討が、個々の項目ごとに行われている。

「特殊学級の子どもたちをいじめたり、からかったりしたことがありますか」では、「ある」の回答率は小学生に高く(小27.4—中6.7)、「特殊学級の子どもたちに、いじめられたり、いたずらされたことがありますか」でも、「ある」の回答率は小学生に高かった(小33.7—中11.8)。しかし、「特殊学級の子どもたちと友だちになってあげたいと思いますか」での「なってあげたい」の回答率は、小学生において、かならずしも低くはなかった(小56.6—中40.8)。

特殊学級設置後2年以上校の小学生は、2年未満校の小学生に比べて、以下の項目で「ある」の回答率が高かった——( )内は「2年以上校」と「2年未満校」における「ある」の回答率。「特殊学級の子どもたちを、いじめたり、からかったりしたことがありますか」(34.6—14.7)、「特殊学級の子どもたちに、いじめられたり、いたずらされたことがありますか」(35.5—31.0)、「特殊学級の子どもたちのしたことで、感心したことがありますか」(68.8—61.1)、「特殊学級の子どもたちが困っている時、めんどろをみてあげたことがありますか」(15.4—11.6)。

「特殊学級の子どもたちと、ともだちになってあげたいと思いますか」では、「なってあげたい」の回答率は、特殊学級設置後2年以上校(55.1%)よりは2年未満校(58.5%)において、より高い傾向が認められた。この傾向は、中学生の場合に、より明確に認められた(32.6—48.7)。

尾島ら(1966)も、障害をもつ子どもに対する一般の子ども・父兄、障害児の父兄などの意識調査をする中で、一般の児童生徒を障害児との接触の度の高い群と低い群に分け、両群間の意識の差異を比較検討している。「接触高群」とは、特殊教育諸学校に隣接するか、特殊学級を設置している小・中学校の在学者とし、「接触低群」とは、上記の条件を備えていない小・中学校在学者と規定している。

全日本特殊教育研究連盟(1964)の質問紙とはほぼ同じものが用いられているが、「友だちになってあげたいと思いますか」では、「思う」の回答率は、接触高群において、低い傾向が見られた。

遠藤ら(1968)は、特殊学級と普通学級の接触度の異なる学校の在学者および卒業生の、精神薄弱者に対する意識を比較検討している。中学校2年生と高校2年生を調査対象としているが、この調査対象は、以下の3群に

分けられている。

既設A群—特殊学級が設置されていて、特殊学級と普通学級の接触度の高い小学校・中学校に在学した（しつつある）生徒。既設B群—特殊学級が設置されているが、特殊学級と普通学級の接触度の低い小学校・中学校に在学した（しつつある）生徒。未設置群—特殊学級未設置小学校・中学校に在学した（しつつある）生徒。

接触度については、教室、校舎の出入口、遊び場など物理的条件に加えて、通学や教育活動を通じての両学級子どもの交流状況を考慮して判断している。

質問紙法により、精神薄弱の発生原因についての意見、精神薄弱者の諸能力の評価、性格特性についての認知、社会参加についての意見、などに関する質問項目が含まれている。結果の処理にあたっては、因子分析法が適用されている。

結果の考察を通して、以下のことが結論づけられている。特殊学級の子どもと接することにより、直接的な影響を受けるとされる態度の側面としては、接することによって比較的客観的にできるようになる知的水準での認知判断（たとえば諸能力の評価）の面と感情的側面（たとえば性格特性の認知——かならずしも感情的側面といえないが、感情的要因が強く反映している）がある。

特殊学級の子どもと接しても、直接的な影響を受けにくい態度の側面としては、単に接するだけでは、得ることのできないような客観的知識（たとえば障害の発生原因についての知識等）と一般的な価値観や社会認識に基づく側面（たとえば生活費補助や社会参加についての意見）がある、としている。

森田（1972）は、小・中学校普通学級の子どもとその母親の、精神薄弱者に対する意識に関して調査し、親子の意識の関係について検討している。子どもの在学する学校14校のうち半数は特殊学級設置校であり、他の半数は特殊学級未設置校である。質問紙は、全日本特殊教育研究連盟（1962）のものを参考に作成され、母親用の質問項目と子ども用の質問項目は、内容上ほぼ対応させてある。

回答は無記名であるが、質問紙に番号が付され、個々の子どもとその母親の両者の回答は比較対照できるようになっている。15項目からなる質問項目には、いずれも、「はい」、「どちらともいえない」、「いいえ」の3つの選択肢があって、回答が「好意的反応」、「中立的反応」、「非好意的反応」の3段階で評定されるようになっている。

主な結果を要約すると以下の通りである。特殊学級設置校の子どもは、未設置校の子どもよりも好意得点が高かった。しかし、「ちえのおくれた子はもともと悪いこ

と（はんざい）をする素質があるような気がしますか」、「ちえのおくれた子のことを考えるのもよいが、もっと一般の人の生活のことを先に考えた方がよいと思いますか」などの項目では、未設置校の子どもの方が高い好意度を示した。

子どもの場合とは逆に、特殊学級設置校の母親は、未設置校の母親よりも好意得点が低かった。特に「精神薄弱児の教育にお金をつかうよりは、そのお金を優秀児の教育にまわす方がよりよいと思いますか」、「精神薄弱児のことを考えるのもよいが、もっと一般の人々の生活のことを先に考えた方がよいと思いますか」などの項目では、設置校の母親の方が、より低い好意度を示した。

母親と子どもの反応の一致度の比較的高かったのは、「学校にちえおくれの子の為の特殊学級があることには反対ですか」、「精神薄弱児にお金をつかうよりは、そのお金を優秀児の教育にまわす方がより良いと思いますか」、「国や社会は精神薄弱児のためにまだ十分なことをしていないと思いますか」など（母親用）、一般的な社会的判断で答える項目においてであった。

母親と子どもの反応の一致度が比較的低かったのは、「精神薄弱児には同情するが、何かかわりを持つことはさげたいと思いますか」、「お子さんを、精神薄弱児といっしょに遊ばせたり、席を並ばせたりさせたくないと思いますか」、「精神薄弱者には犯罪や問題行動をおこす素質があると思いますか」（項目10）など（母親用）、自己との現実的なかわりを意識して答える項目においてであった。

なお、上記項目10における母親の好意反応「いいえ」の率は32.5%であったが、子どもの好意反応「いいえ」の率は71.5%であった。子どもの場合、学年が進むにつれて（小学校4年生、6年生、中学校2年生）、好意得点が高くなるが、母親の場合、子どもの学年の高い母親ほど好意得点が低い傾向が見られた。

和田（1980）は、全日本特殊教育研究連盟（1964）の調査後15年目に、ほぼ同じ質問紙を用いて、小・中学校普通学級の子どもの、精神薄弱者に対する意識の時代的变化を調査検討したが、時代経過に伴う好意度の上昇は認められていない。

なお、全日本特殊教育研究連盟（1962）と森田（1971）の各調査結果から、「遺伝」と「犯罪性」に関する社会意識の時代的变化を見てみると、「精神薄弱は、すべて遺伝によってなるのだと思いますか」（全日本特殊教育研究連盟）では、「いいえ」は46.3%であったが、「精神薄弱児は皆んな両親の素質を受けついであるのだと思いますか」（森田）では、「いいえ」は63.4%となり、質問内容に若干の相違はあるが、好意反応の率は

高まっている。しかし、「犯罪者・売春婦・非行少年のなかに多くの精神薄弱児(者)がいるのは、もともと彼には犯罪性や問題行動をおこす性質があるからだと思いませんか」(全日本特殊教育研究連盟)では、「いいえ」は56.6%であったが、「精神薄弱者は犯罪や問題行動をおこす素質があると思いませんか」(森田)では、「いいえ」は32.5%となり、好意反応の率の低下が見られる。

精神薄弱者に対する社会意識に関する諸調査の結果からも、精神薄弱者に対する誤った理解、好ましからぬ態度が、社会意識として存在する事実が認められた。

精神薄弱者との接触が、その社会意識の形成や変容に作用することは確かなようである。ただし、特殊学級と関わって生活する等の接触条件が、一概に、精神薄弱者に対する理解推進、態度改善に作用するわけではなく、時には、その理解・態度の水準の低下も認められている。そのような接触条件が、社会意識のある面には、効果的に作用しやすいが、ある面には作用しにくいという事実もある。接触の効果を、楽観的に期待することはできないことが調査結果からもうかがえた。

偏見解消への接触の作用は、接触の仕方、偏見の程度、偏見の側面などの諸条件によって規定されるものと思われるが、その作用の機構については、いまだ十分に明らかにされていない。

## おわりに

精神薄弱児に関する過去の心理学的研究は、一般の子どもとの画一的な比較研究に、いたずらに多くの努力をはらった。「精神薄弱児群」と「普通児群」の2つの群を、精神年齢段階等で一致させて設定し、心理学的実験や検査を適用し、その結果から見出された両群間の些細な平均値的差異を、過大に問題にすることも少なくなかった。

この種の研究等から導き出された「精神薄弱児の心理学的特性」についての認識に基づいて、精神薄弱児といわれる子どもと一般の子どもの間を不連続視する児童観が形成された。くわえて、その種の比較研究を通して、精神薄弱児といわれる個々の子どもの個性軽視が助長されたことも懸念される。

今日、心身の障害を個性の一部とみなす考え方が、しだいに一般化しつつある。同種の障害をもつ子どもが共通にもつ心理傾向を問題にすること以前に、個々の子どもの個性理解を徹底することの一環として、障害をもつ子どもの個性理解を深める研究が、大いに進められてしるべきである。

過去の学校教育は、精神発達に障害のある子どもの多くを除外し、あるいは例外者と位置づけて存在した。そ

のため、学校教育は、すべての子どもに適用できる普遍的な原理・原則を備えた方法を具体化することができなかった。その結果、教師をはじめとする教育関係者でさえ、精神薄弱児といわれる子どもと、その子どもの教育を、いたずらに、異常視し、特殊視する児童観・教育観を身につけることになってしまった。すべての子どもに適用できる普遍的な教育方法を明確にするための研究を積極的に進めることの必要性は高い。

心身に障害をもつ子どもと一般の子どもの分離を極力無くして教育を進めようとする統合・交流教育の推進に多大の努力がはらわれつつある。統合・交流教育には、それを通して、心身に障害をもつ子どもに対する一般の子どもの理解を推進しようという意図もある。学校教育において、精神薄弱児といわれる子どもをはじめとする心身障害児に対する、一般の子どもの正しい認識を育てる教育方法の研究を急がねばならない。それは、個々の人間の尊厳性を認める人間観を育てる教育的方法の究明でもある。

統合・交流教育等による、障害をもつ子どもに対する一般の子どもの意識の高まりを、客観的に測定する方法を明らかにすることもまた、教育心理学的研究に課せられた課題である。

## 文 献

### 〔I 節〕

- 朝日新聞 1974 6月29日夕刊  
朝日新聞 1976 9月19日朝刊  
毎日新聞 1981 7月24日朝刊  
日本精神薄弱者福祉連盟 1975 精神薄弱者問題白書  
1975年版 日本文化科学社 145—148  
千葉日報 1976 9月22日朝刊

### 〔II 節〕

- 樋口長市 1924 a 欧米の特殊教育 目黒書店 285—286  
樋口長市 1924 b 特殊児童の教育保護 児童保護研究会 31—32  
石田博英 1942 忘れられた子供たち 新紀元社 101—102  
石田博英 1943 森健蔵・石田博英 異常児とその作品 新紀元社 「序に代へて」  
糸賀一雄 1956 精神薄弱児の実態と課題 関書院 15—16  
乙竹岩造 1908 低能児教育法 秀英社 3—5  
辻村泰男 1953 特殊児童に光を 朝日新聞 5月26日  
内村鑑三 1894 流竄録(1)白痴の教育 国民の友 233号 附録 17  
脇田良吉 1912 低能児教育の実際的研究 巖松堂書店

664—665

## 〔Ⅲ 節〕

- 浅野均一ら 1979 保健体育 一橋出版 141  
 原島 進ら 1958 保健体育(高校) 実教出版 72—73  
 福田邦三ら 1958 保健(中学) 二葉 154  
 池田 燦ら 1978 中学保健体育 講談社 216  
 今村嘉雄ら 1979 高等保健体育 大修館書店 120  
 金森徳次郎ら 1951 健康のよろこび(中学) 教育図書  
 144—151  
 加藤橋夫ら 1979 高等保健体育 講談社 139—151  
 川畑愛義ら 1950 りっぱなからだ(中学) 中教出版  
 129  
 川畑愛義ら 1954 健康への道(中学) 中教出版 134—  
 135  
 川畑愛義ら 1966 保健体育(高校) 教学社 139  
 川村英男ら 1979 保健体育(高校) 第一学習社 122  
 栗本義彦ら 1957 健康な生活(中学) 中日本スポーツ  
 研究会 170  
 NHK 1966 保健体育(高校通信教育) 214  
 野口源三郎ら 1955 健康(中学) 二葉 170  
 重田定正ら 1975 中学保健体育 教育出版 215  
 竹之下休蔵ら 1967 高校保健体育 学研書籍 172  
 竹之下休蔵ら 1979 高校保健体育 学習研究社 132  
 鶴岡英吉ら 1967 高校保健体育 大原出版 151—152  
 〔Ⅳ 節〕  
 浅井正昭ら 1972 心身障害に対する認知に関する社会  
 臨床心理学的研究第3報 疾病に対する社会的認知に  
 関する因子分析の研究 日本心理学会第36回大会発表  
 論文集 596—597  
 遠藤真ら 1969 精神薄弱児に対する態度 特殊教育学  
 研究, 1, 19—28  
 藤本忠明ら 1972 精神障害(者)についての態度調査  
 日本心理学会第36回大会発表論文集 602—603  
 石井孝司 1954 特殊学級についての父兄と生徒の意見  
 児童心理と精神衛生, 4, 205—213  
 伊藤隆二ら 1967 心身障害児に対する社会人の態度  
 (偏見)に関する研究 特殊教育学研究, 1, 1—12  
 川嶋カツ子 1961 精神薄弱児に対する態度の測定 東  
 京教育大学教育学部卒業論文  
 小松忠則ら 1973 中学校特殊学級に対する普通学級生  
 徒の意識調査を中心に 日本特殊教育学会第11回大会  
 発表論文集 188—189  
 松原達哉ら 1976 特殊教育専攻学生の意識 特殊教育  
 学研究, 1, 22—28  
 松下綾子 1974 特殊学級児童に対する普通学級児童父  
 兄の理解度に関する調査 長崎県教育研究, 285, 59

—63

- 三沢義一 1973 日本人の障害者(児)に対する意識 総  
 合リハビリテーション, 1, 101—108  
 三沢義一 1975 日本人の障害者に対する態度 三重大  
 学教育学部研究  
 溝上脩ら 1971 児童福祉施設における職員および教師  
 の障害児に関する態度研究 日本特殊教育学会第9回  
 大会発表論文集 161  
 森田望 1972 精神薄弱児に対する意識調査—普通学級  
 児とその母親の意識について 精神薄弱児研究, 171,  
 60—69  
 村上英治ら 1960 精神薄弱児に対する親の理解と教師  
 の理解 名古屋大学教育学部紀要, 6, 219—236  
 尾野成治 1975 態度価値(V. E. Frankl)の意味するも  
 の—心身障害児との関連において 日本特殊教育学会  
 第13回大会発表論文集 400—401  
 尾野成治 1975 現存分析の立場からみた態度価値(V.  
 E. Frankl)—心身障害児との関連において 福島大学  
 教育学部論集 27  
 大西誠一郎ら 1961 精神薄弱児に対する普通学級教師  
 の理解 名古屋大学教育学部紀要, 8, 388—396  
 尾島碩心ら 1966 障害児童に対する意識調査 日本特  
 殊教育学会第4回大会発表  
 尾島碩心ら 1968 障害児童に対する意識調査 特異児  
 の心理と教育—尾島碩心教授退官記念論文集 93—126  
 坂上ルミエら 1975 障害児保育に対する保母の意識に  
 ついて 日本保育学会第28回大会発表論文集  
 桜井芳郎 1973 精神薄弱児の社会的適応行動に関する  
 研究Ⅱ—精神薄弱児・者をもつ親・精薄施設周辺地域  
 住民および精薄施設職員の精神薄弱児・者問題に関す  
 る態度と意識について 精神衛生研究, 21, 183—210  
 桜井芳郎 1973 精神薄弱児の社会適応行動に関する研  
 究Ⅲ—福祉系学生の子精神薄弱児・者問題に関する態度  
 と意識について 精神衛生研究, 22, 127—140  
 桜井芳郎 1972 精神薄弱児の社会適応行動に関する研  
 究Ⅳ—精神薄弱児・者をもつ親, 施設周辺地域住民お  
 よび施設職員の精神薄弱問題に関する態度・意識につ  
 いて 日本心理学会第36回大会発表論文集 420—421  
 桜井芳郎 1973 福祉系学生の子精神薄弱児・者問題に関  
 する態度と意識についての一考察 日本特殊教育学会  
 第11回大会発表論文集 164—165  
 桜井芳郎 1973 精神薄弱児の社会的適応行動に関する  
 研究Ⅵ—精神薄弱の親, 精薄施設周辺地域住民, 精薄  
 施設職員および福祉系学生の子精神薄弱問題に関する態  
 度と意識(2) 日本心理学会第37回大会発表論文集686  
 —687

- 桜井芳郎 1974 精神薄弱者福祉教育に関する一考察—福祉系学生の精神薄弱者問題に関する態度と意識(その2) 日本特殊教育学会第12回大会発表論文集 240—241
- 志場昌子 1967 一般学級生徒の特殊学級生徒に対する意識について 日本特殊教育学会第14回大会発表論文集 256—257
- 杉田裕ら 1960 精神薄弱児に対する態度測定尺度の試み 精神薄弱児研究, 23, 42—44
- 高橋紀子 1976 精神薄弱児をもつ兄弟姉妹の意識について 千葉大学教育学部卒業論文
- 高畑隆ら 1971 心身障害に対する認知に関する社会臨床心理学的研究(第2)—特に精神薄弱を中心として 日本心理学会第15回大会論文集 667—668
- 田中美智子 1977 精神薄弱児(者)に対する意識調査—価値類型別による好意度の差異 千葉大学教育学部卒業論文
- 建川博之 1972 精神薄弱児に対する社会的観念 精神薄弱児研究, 171, 32—41
- 野老麗子 1970 高校生の精神薄弱児に対する意識 千葉大学教育学部卒業論文
- 富安玲子ら 1964 精神薄弱児教育をとりまく条件(1)—普通学級教師について 日本教育心理学会第6回総会発表論文集 410—411
- 和田道子 1979 特殊学級に対する普通児の意識調査—15年前との比較 千葉大学教育学部卒業論文
- 山口洋史 1969 中学生の精神薄弱児に対する態度の一考察 仏教大学社会学論叢, 3, 55—65
- 吉田忍ら 1960 小学校教師の特殊教育観についての研究 日本特殊教育学会第7回大会発表論文集 156—157
- 吉田辰雄ら 1967 高校特殊学級設置の動きに対する高等学校教師・生徒の意識の考察 日本特殊教育学会第14回大会発表論文集 44—45
- 全日本特殊教育研究連盟 1962 精神薄弱者に対する意識調査の報告 精神薄弱児研究, 41, 1—42
- 全日本特殊教育研究連盟 1963 特殊学級及び養護学校の設置並びに運営を困難にしているもの 精神薄弱児研究, 54・55, 26—47
- 全日本特殊教育研究連盟 1965 a 特殊学級及び養護学校の設置並びに運営を困難にしているもの 精神薄弱者問題白書1965年版 日本文化科学社 168—191
- 全日本特殊教育研究連盟 1965 b 養護学校及び特殊学級の設置並びに運営を困難にしているもの 精神薄弱児研究, 77, 30—38
- 全日本特殊教育研究連盟 1964 特殊学級に対する普通児の意識調査 報告書
- 全日本特殊教育研究連盟 1965 c 普通学級の子どもは特殊学級をどうみているか 精神薄弱児研究, 80, 32—39
- 全日本特殊教育研究連盟 1970 精神薄弱児に対する社会的観念の調査 報告書